

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

道路に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できる旨の規定を道路法に設けること

提案団体

八王子市、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

越境樹木の切除について道路法第 42、71 条に基づき手続きを進めると時間がかかるため、民法の改正に合わせ、道路区域に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できるよう道路法で新たな規定を設けてほしい。

具体的な支障事例

道路区域に越境している竹木について詳細な統計は行っていないが、年平均約 50 件が要望処理に記録され通行を阻害している状況がある。また、共同提案団体では越境した竹木に自転車衝突する人身事故も発生し、同様の事故は当市でも起こりえると推察される。

越境樹木の切除について、道路法第 42 条第 1 項により道路の安全確保の為に行政指導を行っても改善されないケースが多く、土地所有者が死亡し相続人が不明の場合もある。

まず、竹木の枝の切除については、民法第 233 条第 1 項で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」と規定されているが、申し入れを行っても切除しない場合、所有者に対し切除請求訴訟を提起して、請求容認判決を得たうえで、強制執行を申し立て、竹林所有者の費用負担で第三者に切除させることとなり、解決までに時間がかかる。行政代執行法による行政代執行についても、同様に手続きに時間がかかることとなる。

次に、道路法第 42 条で定められた維持修繕義務で、強風による枝折れ等のため事故が予測される場合など、緊急の必要がある場合には、道路管理者が樹木を伐採・撤去することが可能と考えられるが、先の民法の規定もあり、竹木の枝は樹木と一体物として相手方に所有権があるため、通常の道路維持管理のなかで切除はできないと考えられる。

また、道路法第 44 条の 3 は道路法第 71 条第 1 項の特則として、一定の要件のもと、道路管理者自らが迅速な除去を認めることとしたものであるが、単に抽象的に道路の構造に損害を及ぼすおそれや交通に危険を及ぼすおそれがあるというだけでは法定の要件を充足しているとは認められない可能性があるため、道路法第 44 条の 3 に基づく措置を行うことは一定のリスクがあり適用することは難しいと考える。

以上のことから、現行の法の中では切除までに時間がかかり市民に対し危険な状態が継続され、道路管理者としては竹木の枝が越境する都度、行政手続きが発生し負担が大きい。民法が改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)され一定の条件の下で土地の所有者が境界線を越える竹木の枝の切除が可能となるが、敷地民有地の問題があるため、道路法で道路管理者が道路区域に越境した竹木の枝の切除を行えるよう同様の規定を設けてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一定の条件下で道路管理者が早期に越境した竹木を切除できるようになることで、道路の危険が速やかに排除され事故の未然防止や安全確保につながり、住民サービスの向上が図れる。また、手続きが簡素化することにより、住民の要望に早く対応を行うことが可能となり行政の事務の効率化が図れる。

根拠法令等

道路法第 42 条、第 44 条の3、第 71 条、民法第 233 条、道路構造令第 12 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、日立市、藤岡市、長岡市、柏崎市、浜松市、豊橋市、半田市、京都府、茨木市、兵庫県、葛城市、広島市、松山市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

- 当市においても道路区域に越境している樹木により車両や通行人に衝突する事案が発生している。
- 当市では、山間部が多く、山林から市道へ張出している樹木を原因とする道路管理瑕疵を問われるケースも発生している。また住宅地においても、庭木の張り出しにより、通学路が狭められ、危険を伴う箇所も散見される。地域住民からの伐採指導の要望も多く、その都度、指導を行っているが、土地所有者が、県外在住であったり、相続により複数名存在するなど、所有者の特定に苦慮する事例も多い。現行の道路法では、事故や災害を未然に防ぐためには、沿道区域指定や行政代執行など相当な期間を要するものであり、迅速な対応を執ることは困難である。そのため、道路法に道路管理者が越境樹木を伐採できることを明記し、事故の未然防止や道路の安全確保を迅速に図れるようしていただきたい。
- 当市においても道路区域に越境している竹木の切除要望が多数寄せられており、竹木所有者へ伐採を依頼しているが、なかなか伐採されず、対応に苦慮している。道路法に新たな規定を設ける事で迅速な対応を行う事ができるようになると考える。
- 当市においても民有地からの倒木死亡事故の裁判が係争中であり、今後の安全対策の検討・構築を行う上で今回提案された件は重要であり、裁判により国賠法による責任を問われた場合の行政側のリスクを抑えるためにも規定を設けることは必要と考える。
- 道路区域に越境している竹木について令和3年度に約 1,000 件の越境樹木の監察指導を行った。しかし、是正に応じた件数はごくわずかである。共同提案団体では越境した竹木に自転車が衝突する人身事故も発生し、同様の事故は当区でも起こりえると推察される。越境樹木の切除について、道路法第 42 条第 1 項により道路の安全確保の為に行政指導を行っても改善されないケースが多く、土地所有者が死亡し相続人が不明の場合もある。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

70

提案区分

A 権限移譲

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲

提案団体

松原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当市が所在する都道府県では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。

区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能になると考えている。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

亀岡市、城陽市、明石市

○市により適正なまちづくりを行うための制度運用などの仕組みの構築や、事務執行のための財源確保・体制について検討する必要がある。

○市独自のまちづくりが展開しにくい反面、区域区分は都市のスプロール化やスポンジ化を抑制するために広域的な観点で行われるべきと考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都道府県国土利用計画の策定義務の廃止

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県国土利用計画の策定における負担軽減のため、都道府県での策定を不要とするよう求める

具体的な支障事例

県計画について、基本的な方針は全国計画と同様であることから当県では国土利用計画(県計画)は当面の間策定しておらず、土地利用基本計画等の運用で対応している。(ただし、土地利用基本計画については、前段のとおり課題がある。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

国土利用計画法第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

兵庫県、岡山県

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

238

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できるようにすること

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、岡山市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できるよう、制度について、法規や要綱、告示等で取扱い方法等の明記を求める。

具体的な支障事例

「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本方針」(平成17年8月2日国土交通省告示739号)にて、公営住宅における定期借家制度(期限付き入居)については、公平かつ確かな供給をする観点から基本的な方針が示されており、当市でも、平成30年度から子育て世帯を対象とした期限付き入居制度を導入している。しかしながら、期限終了後に適切に退去がなされない場合の明渡しに関する対応などに苦慮することが想定されるため、公営住宅における期限付き入居制度が適正に運用できるよう、法律や告示等で取扱いに関する明記を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて、公営住宅を公平かつ有効に活用することが可能となる。

根拠法令等

現在、公営住宅法その他、具体的に規定を明確にしていない。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

深川市、さいたま市、千葉市、松本市、京都府

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

248

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の算定方法及び申請手続の見直し

提案団体

特別区長会、八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4第4項に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(専用住宅)の家賃に係る補助金について、住宅ごとに補助期間と補助総額上限を設定しているが、同じ住宅において入居者が変わった場合には、補助期間と補助総額上限をその時点(入居開始時点)から改めて設定することを求める。

また、本補助金は、賃貸人が地方公共団体へ交付申請を行い、さらに賃貸人を經由して入居者の所得等書類を提出し、自治体からの通知を伝える形式だが、補助金申請の手続きについては、入居者と地方公共団体間で行うことが可能となるよう求める。

具体的な支障事例

住宅セーフティネット制度は、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するものとして、その必要性は増していくものと考えられる。しかしながら、専用住宅を対象とした家賃低廉化補助は都内で5区市でしか導入されておらず、当区においても令和4年3月現在、補助対象住宅の登録数は4戸のみで十分提供できているとは言えないことから、一層の充実を図っていく必要がある。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金は、一例として、一つの専用住宅に最初の入居者が補助期間(10年間/月4万円補助)の途中で退去した場合、入居期間が8年間とすると、次の同一の専用住宅の賃貸人への家賃補助は2年間が上限となる。前入居者の補助状況によって補助期間が少なくなることから、補助対象住宅の確保が進まない中において、同専用住宅の利用が促進されにくい制度となっている。また、住宅ごとの補助総額に基づき補助期間に上限があるため、賃貸人の協力の意向があったとしても、上限に達した後は活用ができないこととなる。

さらに、専用住宅の賃貸人や管理会社は、民間の賃貸契約での礼金・更新料が得られないことに加え、毎年度行う入居者から提出してもらう関係書類の確認、補助金申請書類の作成・提出等の事務手続きの負担が大きく、補助対象住宅の登録や制度の利用につながりづらい仕組みになっている。住居確保給付金のように給付を受ける入居者と自治体間で行っている制度があることから、家賃の減額を受ける入居者と地方公共団体間で申請の手続きをすることで、賃貸人側の事務を軽減し、効率化を図れる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

家賃低廉化補助における算定方法の見直しや、申請手続の事務負担が軽減されることで、補助対象住宅の継続的な確保や住宅確保要配慮者の居住の安定性の確保につながり、全国の自治体において、住宅セーフティネット制度の更なる活用が可能になる。

根拠法令等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市、熊本市

—